

# 仕 様 書

公益財団法人 東京観光財団

## 1 件名

平成 31 年度「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る交通広告及びオンライン広告並びに OTA との連携業務委託

## 2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

## 3 事業目的

東京都では、2020 年と更にその先を見据え、東京を訪れた外国人個人旅行者が日本各地を訪れるよう、東京都と地方自治体双方の強みを生かした東京を起点とする観光ルートを設定し、新たな魅力を国内外に広く発信するため、以下のとおり各自治体、航空・鉄道事業者などと協議会を組織し、東京と連携先地域双方への外国人旅行者誘致促進を図っている。

- ①「東京と東北地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」（以下「東北連携事業」という。）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、東京都で構成

Web サイト：TOHOKU × TOKYO [www.tohokuandtokyo.org/](http://www.tohokuandtokyo.org/)

- ②「東京と中国地域（山陰・瀬戸内）・四国地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」（以下「中国・四国連携事業」という。）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、東京都で構成

Web サイト：CHUGOKU+SHIKOKU×TOKYO [www.chushikokuandtokyo.org/](http://www.chushikokuandtokyo.org/)

- ③「東京と九州地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」（以下「九州連携事業」という。）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、九州観光推進機構、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、東京都で構成

Web サイト：KYUSHU × TOKYO [www.kyushuandtokyo.org/](http://www.kyushuandtokyo.org/)

- ④「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」（以下「北陸連携事業」という。）

新潟県、富山県、石川県、福井県、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東京都で構成

Web サイト：HOKURIKU × TOKYO [www.hokurikuandtokyo.org](http://www.hokurikuandtokyo.org/)

平成 30 年度に北陸連携事業サイトにて設定した観光ルート及び主要観光地の認知向上並びに各連携事業の Web サイトへのビジター数増加等を目的として、下記のとおり広告事業を実施する。

- ①東北連携事業：オンライン広告及び OTA（Online Travel Agency）との連携
- ②中国・四国連携事業：オンライン広告及び OTA（Online Travel Agency）との連携
- ③九州連携事業：オンライン広告
- ④北陸連携事業：交通広告の掲出及びオンライン広告

## 4 委託内容

### (1) 全般について

- ア 東京都、東北地域、中国・四国地域、九州地域、北陸地域に対する外国人個人旅行者の認知度及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえたうえで事業を遂行すること。
- イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- オ 事業の実施にあたっては、東京及び連携先地域双方の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- カ 各連携事業の Web サイト運営事業者と必要な調整・連携を行うこと。
- キ 写真利用にあたり、著作権元と承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ク 各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- ケ 各言語でキャッチコピー等を作成する際は、できるだけネイティブコピーライターを起用すること。難しい場合でも、複数によるネイティブチェックを行い、ネガティブな表現に受け止められないよう細心の注意を払うこと。

### (2) 交通広告への掲出業務（対象：北陸連携事業）

#### ア 選定と調整

- (ア) 主に訪都外国人個人旅行者の滞在中の動線・視線を強く意識し、空港（東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港）、航空会社（全日本空輸株式会社、日本航空株式会社）及び鉄道会社保有の掲出媒体、場所等を選定のうえ広告を掲出すること。

また、上記にあげた掲出場所以外にも、都内の主要交通機関の駅等、効果的な掲出場所があれば選定し、TCVB と協議の上実施すること。

- (イ) 選定にあたっては、訪都外国人旅行者等の広告閲覧回数（人数）想定値等を算出し、想定を満たすよう計画、実施すること。
- (ウ) 各媒体会社（TCVB が事前に確保した媒体含む）等との調整（広告枠確保、デザイン入稿、支払等）を行うこと。

#### イ デザイン制作

以下（ア）、（イ）に基づき、デザイン案を制作すること。

- (ア) 北陸連携事業の Web サイト内で紹介している主要観光地や外国人旅行者に関心の高いトピック（食など）をメインにデザインし、広告のサイズ等に準じて

制作すること。写真は北陸連携事業の Web サイトに掲載されているもののほか、掲出時期に合わせた四季の魅力を伝える写真、連携先の要望などに応じ、より良い写真を選定し、使用すること。なお、当該 Web サイトの写真については、一部 TCVB 及び各自治体等から提供を行うことも可能だが、魅力的な広告となるためにより良いものがあれば、受託者の負担において手配すること。

(イ) 制作デザインについて

- 各 4 自治体（新潟県・富山県・石川県・福井県）＋東京パターン及び全自治体＋東京パターンを各 2 種類以上制作すること。（合計 10 デザイン以上）  
（別紙 1「平成 30 年度東京と九州連携事業広告デザイン例」参照）
- 事業目的に照らし、効果的・印象的なキャッチコピーを提案しデザインすること。
- 納品する媒体の種類（紙、映像、データ等）に応じ、リサイズを含めた調整を都度行うこと。

ウ 言語

英語を基本とし、表記ルール等については本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

エ 広告掲出場所

- (ア) 事業目的に照らし効果的と思われる、外国人個人旅行者が閲覧する頻度の高いエリア、場所に掲出すること。
- (イ) 別紙 2「広告枠事前確保リスト」に掲載の広告枠については必須とすること（既に TCVB が確保済あるいは確保予定）。これらの広告掲出に関わる料金 32,172,730 円（税込）は委託事業費に含めること。その他、制作費・掲出作業に係る必要な調整費等があれば委託事業費に含めること。  
※羽田空港での掲出場所は別紙 2 に記載の広告枠のみの実施も可であるが、別途、効果的な掲出場所があれば選定し、TCVB と協議の上実施すること。また、成田空港については今回事前枠が確保できなかったため、効果的な掲出場所を別途確保できる場合は、積極的に提案すること。

オ 広告掲出時期

- (ア) 各地域の観光ルートの子節感等を考慮の上、掲出に最適な時期を選定し、TCVB と協議の上掲出すること（観光スポットの最適な時期が限定されている場合もあるため、十分に考慮すること）。
- (イ) 各自治体の掲出回数は可能な限り均等にすること。
- (ウ) 掲出する広告デザインの内容（どの自治体のものか、使用する写真等）と掲出スケジュールを提出すること。

(3) 検索サイト等へのオンライン広告掲出業務（対象：東北、中国・四国、九州、北陸連携事業）

ア 業務内容

- (ア) 誘導効率の良い媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告を掲出し、各連携事業の Web サイトへ誘導を図ること。なお、広告を掲出する際には、子節感やテーマ等を考慮の上、広告デザインを数パターン制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等、サイト回遊数の増加や直帰率が低くなる等の効果が見込める工夫を行うこと。
- (イ) 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下①から③の KPI を設定し、実施すること。
  - ① 広告表示回数
  - ② ルートページ(注)へのアクセス数（クリック数）

③ ルートページ(注)からの回遊数及び回遊率

(注) 各連携事業の Web サイト内の「Recommended scenic routes」

なお、他に KPI として設定すべきものがあれば、追加で実施することは妨げない。

- (ウ) TCVB が他の媒体等で制作した広告デザインを利用する場合、リサイズ等の調整を行い、提供すること。

イ ターゲットと言語

別紙 3「各自治体の対象市場国一覧」を参照の上、各対象市場国において訪日・訪都旅行に関心をもつ層の属性等、ターゲットを明確にし、その層にダイレクトに訴求するための手法を実施すること。言語の表記ルール等については本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

ウ オンライン広告掲出期間

受託後速やかに開始すること。また、事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定すること。なお、平成 29 年度及び平成 30 年度のバナー広告における「広告表示回数」、「アクセス数 (クリック数)」、「回遊数」及び「回遊率」は以下のとおりであり、参考とすること。

<参考：29 年度>

	広告表示回数	アクセス数	回遊数 (※)	回遊率 (※)
東北地域	118,431,214 回	774,175 回	44,062 回	5.6%
中国・四国地域	198,027,877 回	1,041,704 回	64,163 回	6.2%
九州地域	49,127,827 回	352,063 回	-	-

※ 東北地域の回遊数及び回遊率は <https://www.tohokuandtokyo.org/> から「Recommended scenic routes」への回遊、中国・四国地域の回遊数及び回遊率は <https://www.chushikokuandtokyo.org/>からの回遊(回遊先は指定なし)

<参考：30 年度 (12 月 2 日時点) >

連携サイト	広告表示回数	アクセス数	回遊数 (※1)	回遊率 (※2)
東北地域	28,500,477 回	259,685 回	36,578 回	13.2%、21.4%
中国・四国地域	42,222,098 回	343,420 回	45,365 回	13.2%、13.3%
九州地域	29,149,472 回	218,407 回	39,204 回	18.3%、15.9%
北陸地域	3,014,925 回	23,045 回	3,425 回	13.4%、21.5%

※1：各連携事業の Web サイト内「Recommended scenic routes」からの回遊

※2：2つの媒体で実施

なお、30 年度は 12 月 2 日時点の実績値であること、また設定した KPI や利用媒体が 29 年度と異なることから、単純な比較はできない。

(4) OTA (Online Travel Agency) との連携業務 (対象：東北、中国・四国連携事業)

ア 業務内容

- (ア) 東北及び中国・四国連携サイト並びに (3) で実施するオンライン広告の閲覧者に態度変容が見られたかどうかを把握できるよう、ホテルや航空券等、旅行

に関するオンライン予約を扱う OTA と連携した広告出稿等の事業を実施すること。

- (イ) 事業目的に照らし最も効果的な事業となるよう OTA を選定し（複数可）、各連携サイト閲覧者による実際の予約数、フライト検索数（全日本空輸、日本航空含む）、フライト以外の移動手段検索数（鉄道事業者含む）、各連携先及び東京の観光地検索数等を報告すること。

イ ターゲットと言語

別紙 3「各自治体の対象市場国一覧」を参照の上、各対象市場国において訪日・訪都旅行に関心をもつ層の属性等、ターゲットを明確にし、その層にダイレクトに訴求するための手法を実施すること。言語の表記ルール等については本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

ウ 期間

実施する事業を通じて、連携先及び東京への訪問有無を確認できるよう、適切な期間を設定すること。

エ その他

- (ア) OTA との連携にあたり、既存の web サイトの修正等が必要になってくる場合は、その経費等もあらかじめ委託事業費に含めること。
- (イ) 「4 委託内容」の（3）と総合的に実施した方がより効果的である場合は、有機的に連携させること。

(5) 報告及び改善策の実施（対象事業：東北、中国・四国、九州、北陸連携事業）

以下のとおり報告及び改善策を適宜実施すること。

ア 交通広告

4（2）の業務について、広告の外国人による閲覧数の推定値を、根拠をもって示すこと。

イ オンライン広告

- (ア) 4（3）の業務について、設定した KPI の数値を毎週報告すること。また、オンライン広告及び OTA との連携業務を含めたサイトページビュー数（各ページ）、訪問数、離脱率等を分析し、各月報告すること。なお、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を TCVB と協議し実施すること。報告は、連携先とも共有すること。
- (イ) 広告の実施状況を確認するため、WEB 広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID 及びパスワードを TCVB に開示すること。

ウ OTA との連携業務

- (ア) 4（4）の業務について、予約数、フライト検索数（日本航空、全日本空輸含む）、各連携先及び東京の観光地検索数等の数値を毎月報告すること。なお、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を TCVB と協議し実施すること。報告は、連携先とも共有すること。
- (イ) 広告の実施状況を確認するため、WEB 広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID 及びパスワードを開示すること。

## 5 完了報告と契約代金の支払いについて

- (1) 契約代金の支払いは業務内容の完了と提出物等の提出後一括で行うこととし、TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

業務内容

内容	提出物等	請求範囲
交通広告媒体デザイン制作 交通広告掲出 オンライン広告のデザイン等制作 オンライン広告掲出 OTA との連携 効果測定、分析及び対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託完了届</li> <li>・実施報告書</li> <li>・本事業効果測定書（月例）</li> <li>・本事業効果測定書（年度版）</li> </ul>	4(1)(2)(3)(4)(5)に係る業務範囲

なお、仕様書 4（3）、（4）及び（5）の業務に係る事業費の一部は、東北、中国・四国、九州、北陸地域各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため自治体担当者と直接調整し、必要な場合指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

- (2) 提出物の形式等

ア 委託完了届

別紙 4「委託完了届」参照のこと。

イ 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー

掲出された広告（交通、オンライン）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出時期等は TCVB と協議のうえ決定する。

ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

## 6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 7 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作人人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作人人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「6 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙5「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 10 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 本事業の委託者はTCVBであるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (6) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本事業は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、かつ、連携先自治体等の予算が各議会等にて委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。